

(仮称) 箱根町住民自治基本条例

策定委員会だより 9

発行 箱根町企画観光部企画課

第9回策定委員会を開催

条例素案項目を検討

引き続き詳細に精査

去る7月18日、第9回(仮称)箱根町住民自治基本条例策定委員会を開催しました。

今回は、第8回(6月18日開催)で保留となっていた項目について検討したもので、これにより条例素案に盛り込むべき項目の検討が一通り終えたこととなります。

今後は、策定委員会による更なる検討や庁内会議での意見交換などを重ね、条例素案の完成を目指し、詳細に精査する予定です。また、これまで検討してきた軌跡を中心とした「中間フォーラム」の開催も計画しており、その進め方などについて、協議することを確認しました。



住民アンケートの

回答を待っています

「自治基本条例」という難しいテーマのアンケートのため、7月10日時点での回収数は、472通(回収率24%)でした。

委員会では、アンケートの回答も「まちづくりへの参画」の一つの手段と考えています。私たちのまち箱根をより良いまちにするためには、町民の皆さんの参画が欠かせません。

現在もアンケートの回答を受け付けています。全ての質問に答えられなくてもかまいませんので、お手元に回答用紙がある方は、返送をお願いします。

「自治基本条例掲示板」を設置

多くの皆さんに自治基本条例を知っていただくため、役場本庁舎(住民ホール)に「自治基本条例掲示板」を設置しました。

掲示板には、策定委員会だよりやリーフレットをパネルにして、わかりやすく説明しています。庁舎にお立ち寄りの際は、ぜひご覧ください。



告知

次回策定委員会

9月5日(水)
18時00分
分庁舎4階 会議室

「まちづくりの主役は住民」という観点から、委員会の公開やアンケートを実施していますが、議会をはじめ町長や職員もまちづくりの重要な一員のため、その権利や責務も検討する必要があります。そこで、今後は、職員の視点で、どのようなまちづくりのルールが必要か」などを話し合い、これらの意見を委員会で検討し、条例素案を創りあげる予定です。